

隅田川ルネサンス推進協議会後援等名義使用の承認に関する要領

(目的)

第1 この要領は、行政、民間団体その他の団体（以下「団体等」という。）が、隅田川ルネサンス推進協議会（以下「協議会」という。）設置要綱の目的趣旨に沿って実施する事業（以下「事業」という。）について、協議会の後援、協力その他これに準ずる名義（以下「後援等名義」という。）の使用を認めることにより、次の各号の目的を達成するための必要な事項を定めるものである。

- (1) 隅田川を中心とした水辺空間の魅力を広く都民に周知すること
- (2) 隅田川ルネサンスの取組を広く都民に周知すること
- (3) 協議会、地域住民、様々な団体との新たなネットワークづくりを推進すること

(後援等名義使用申請者)

第2 後援等名義の使用を申請できる団体等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国、東京都又は特別区
- (2) 公益法人、NGO、NPO、地域団体又はこれに準ずる団体
- (3) 株式会社、有限会社等営利法人
- (4) 上記(1)、(2)又は(3)の団体で構成される実行委員会又はこれに準ずる組織
- (5) その他、協議会が適当であると認めるもの

(事業)

第3 第1に定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 情報発信事業
隅田川を中心とした水辺空間の魅力を広く都民に発信する講演会、講座、シンポジウム、出版、番組制作等
- (2) 交流・魅力体感事業
都民、事業者、行政等が情報交換、意見交換若しくは交流するために開催する交流会、又は都民等が隅田川を中心とした水辺空間の魅力を体感できるイベント等
- (3) 調査研究事業
隅田川を中心とした水辺空間の魅力向上に係るアンケート、社会実験等
- (4) その他
協議会において適当であると認めるもの

(後援等名義の承認)

第4 後援等名義の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、

あらかじめ別記様式 1 により、協議会に申請しなければならない。

- 2 承認審査に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加の資料を求めることができる。
- 3 申請された事業が第 5 に規定する承認基準に適合すると認めるときは、後援等名義の使用を承認するものとする。
- 4 後援等名義の使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(承認基準)

第 5 第 4 の承認をする事業は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 事業の内容、目的及び実現可能性が明確なものであること
- (2) 特定の宗教又は政党の活動又は宣伝等に関連しないものであること
- (3) 公序良俗に反しないものであること
- (4) 特別区から、後援、共催、協力その他の名義の使用承認を受けたものであること。
- (5) その他、協議会設置要綱の目的趣旨に反しないものであること

2 前項(4)の規定は、第 2 の(1)の団体等が主催する事業には適用しない。

(承認等の通知)

第 6 後援等名義の使用の承認又は不承認の通知は、別記様式 2 又は別記様式 3 の交付をもって行う。

(承認の期間)

第 7 後援等名義の使用の承認期間は、承認の日から第 5 の(4)に掲げる特別区の後援等の承認期間の末日とする。

(名義使用者の責務等)

第 8 後援等名義の使用の承認を受けたもの(以下「名義使用者」という。)が、出版物又は当該事業を周知するチラシ、パンフレット、ホームページ、看板その他の広報媒体に後援等名義の使用の承認を受けた旨を表示する場合は、第三者に誤解を生じないようにその的確な表示に努めなければならない。

(計画変更等の届出)

第 9 名義使用者は、事業内容、実施期間その他の当該承認に係る事項に変更(中止を含む。)があったときは、直ちに書面をもって協議会に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第 10 次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 名義使用者がこの要領に違反したとき
- (2) 名義使用者が偽りその他の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき
- (3) その他、当該後援等名義の使用の継続が不適當であると認めるとき

(事業終了の報告)

第 11 名義使用者は、後援等名義の使用に係る事業が終了したときは、その結果について別記様式 4 により報告しなければならない。

(経費等の負担)

第 12 協議会は、本要領により後援等名義の使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(免 責)

第 13 事業の実施に係るすべての責任は事業の主催者にあり、協議会は後援等名義の使用の承認、不承認又は承認の取消しによる責任を一切負わない。

2 承認、不承認を問わず、申請書類については申請者に返却しない。

(その他)

第 14 本要領に定めるもののほか、後援等名義の使用に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 6 日から施行する。